

# 官報 号外 平成三年十二月十六日

## ○第一百二十二回 衆議院会議録 第十一号

平成三年十二月十六日(月曜日)

平成三年十二月十六日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

篠川堯君の故議員須永徹君に対する追悼演説

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国家公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)

提出)

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

地方公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する

平成三年十二月十六日 衆議院会議録第十一号 議員須永徹君逝去につき弔詞贈呈の報告 故議員須永徹君に対する追悼演説

法律案(内閣提出)

裁判官の育児休業に関する法律案(内閣提出)

国会議員の育児休業等に関する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがあります。議員須永徹君は、去る十一月二十三日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る十二月十四日贈呈いたしました。これを朗読いたしました。

〔総員起立〕

衆議院は、議員從五位勲四等須永徹君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をさせられます。

○故議員須永徹君に対する追悼演説

○議長(櫻内義雄君) この際、弔意を表するため、篠川堀君から発言を求められております。これをお許します。篠川堀君。

〔篠川堀君登壇〕

○篠川堀君 ただいま議長から御報告のありますとおり、本院議員須永徹君は、去る十一月二十三日、郷里の群馬県において急逝されました。まことに痛惜の念にたえません。

私が須永君の訃報に接したのは、二十三日の夕方、選舉区に帰る途中の自動車電話からであります。余りにも突然の信じがたいことなので、何かの間違いではないかと耳を疑いました。しかし、それは紛れもない事実でした。私は、しばらくの間、茫然自失言葉ありませんでした。

須永君は、当日、ふだんと変わりなく、午前中、秘書と年末年始のスケジュールの打ち合わせ

をした後、桐生市内の知人の葬儀に出席、統いて、同じ市内の結婚式場で開かれた披露宴に出席されました。その披露宴で主賓としての祝辞を終えた直後に倒れられ、直ちに近くの恵愛堂病院へ運ばれ、医師の懸命な治療にもかかわらず、三十分後には息を引き取られたのであります。何と無常な、惜しみても余りある四十一歳といいました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。申せ、その痛恨の念は、言葉をもってあらわすことは到底できないのであります。

私は、ここに、議員各位の御同意を得て、僭越ではあります、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

須永君は、昭和二十五年二月、新田義貞の生地新田の庄、群馬県太田市にお生まれになり、太田市立中学校を経て、昭和四十三年三月、足利工業大学附属高等学校を卒業すると、直ちに富士重工群馬製作所に入社いたしました。向学心に燃えた君は、群馬大学工業短期大学部に入学し、昼は若きエンジニアとして仕事に励み、夜は大学で知識、技術を磨き、昭和四十六年には同大学を立派な成績で卒業をいたしました。

その後、昭和四十七年、小川省吾先生が衆議院議員に当選するや、請われて第一秘書となり、昭和六十一年六月まで十四年間勤めました。その間、持ち前の卓越した行動力と識見をもって、日本社会党衆議院議員小川省吾先生の片腕として、その手腕を遺憾なく發揮し、政治家への道を着々と歩み続けたのであります。

昭和六十一年、小川省吾先生が引退するや、先生の後継者としてその地位を引き継ぎ、昭和六十一年、第三十八回衆議院議員総選挙に躍進出馬し

たのであります。残念ながらこのときは、善戦むなしく次点に立いたのであります。捲土重来を期し、昨年二月の第三十九回衆議院議員総選挙に再度立候補し、見事トップ当選の栄冠をから取つたのであります。(拍手)

## 官 報 (号) 外

君は、衆議院議員として在職すること一年十カ月と、極めて短い期間でありましたが、地方行政委員会及び議院連盟委員会に所属し、地方公共団体が大きな問題として抱えている公共投資の拡大や社会資本の整備等による赤字財政について政府の所信をだし、一方、公共施設整備について政府は、地方交付税の特別措置や利子補給等の特別措置をさらに強化すべきである等幾多の提言をして、特に、市町村にも地域環境保全基金制度を創設し、環境整備のためにその運用益を使うべきであると主張するなど、二十一世紀に向けた地方自治の確立に情熱を注がれたのであります。

予算委員会分科会においては、経済大国と言わねながらまだ存在する貧困、生活保護、同和問題の現状等について政府を追及するなど、広い分野にわたり、真摯かつ熱心に取り組む姿は、与野党の区別なく、同僚議員がひとしく敬服しているところであります。

本年三月七日には、この壇上で日本社会党・護憲共同を代表して、地方財政計画についての発言及び地方交付税法の一部改正案の趣旨説明に対して質問に立ち、東京一極集中、過密過疎、土地の高騰による資産の格差、管理社会と人間疎外、さらなる高齢化社会での医療と福祉などについて、総理大臣並びに自治大臣に所信を求め、地方財政、地方交付税、地域福祉基金、公共投資等について、総理大臣、大蔵大臣、自治大臣を銳く追及し

た姿は、まさに、さうそうとした戦国の若武者をほうぶつとさせるものであります。(拍手) そのとき、私は講席から、思わず大声で「須永徹、頑張れ」と激励をいたしました。本会議終了の後、君から「篠川先生の声がよく聞こえてほつとしました」と言われたことが、まるで昨日のことと私

の脳裏に鮮明に焼きついて離れないのあります。 後、君から「篠川先生の声がよく聞こえてほつとしました」と言われたことが、まるで昨日のことと私の脳裏に鮮明に焼きついて離れないのあります。

党にあっては、党内の有志による勉強会である「ニユーワープの会」や「グループ新しい力」などに積極的に参加し、事務局次長を務めるなど、党執行部とのパイプ役を果たしてまいりました。また、党の新人議員でつくっている「九〇会」では幹事長を務めるなど、同志の中でも人望を集めています。

地元群馬県では、党本部副委員長として県内党員のまとめ役を果たす一方、自治労群馬県本部特

別執行委員、太田中小企業労務協会理事長を務め

るなど幅広く活躍していました。

去る十一月二十日に行われた日本社会党執行委員長の選舉の際には、田邊誠先生の立候補の手続に同行したり、また、当選証書の授与式にも群馬県を代表して出席するなど、常に田邊委員長とともに行動することが多く、君は「日本社会党の進む道は、政権を狙い得る政党へと脱皮させること

であり、田邊委員長を軸として一丸となつて事に

当たつていかなければならぬ、そのためには、自分は先頭に立つて頑張りたい」と、今後の活動

に積極的な姿勢を見せていたばかりでした。

須永君は、戦前の農民運動の指導者であり、戰

後結成された日本農民組合の初代委員長となつた

元日本社会党衆議院議員須永好先生を祖父に、ま

た、長年群馬県太田市の市議会議員を務めた須永

城次先生を父とし、政治家一家の血を受け継ぎ、

申し分のない環境に育ったのであります。

庶民の味方であった祖父好先生をこよなく尊敬し、祖父の伝記とも言える君の著書「未完の昭和史」の中に、「この世に生を受けて三十五年、祖父がやつてきたこと、やろうとしたことをようやく理解できるようになってきた。父様に私も祖父が敷いた政治運動というレールの上を走っている」という思いは、祖父を一層身近に感じる」と書いております。

祖父好先生が生涯をかけて好んで口にし、人間解放の理想であるとした「小作人も人間である」という主張を引き継ぎ、働く者が世の中の主人公になるという社会主義の考え方を堅持したのであります。

去る二十五日の葬儀の日、「びっしりと詰まつたスケジュールを書いた手帳をあの世まで持たせたくない」と言って、ひつぎから取り出した心の

須永君の愛用していた議員記章を私の胸につけ

させていただいております。(拍手) 君の真心は永遠に記章とともに、本院及び庶民大衆の中にあります。

本日私は、奥様を初め御遺族の御了承を得て、

須永君の愛用していた議員記章を私の胸につけ

させていただいております。(拍手) 君の真心は永遠に記章とともに、本院及び庶民大衆の中にあります。

須永君の「君の雄姿を再びこの議政壇上に見

ることはできません。

本日私は、奥様を初め御遺族の御了承を得て、

須永君の愛用していた議員記章を私の胸につけ





裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書

裁判官の育児休業に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浜田卓二郎君登壇〕

○浜田卓二郎君　ただいま議題となりました三法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

二つめに、裁判官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

三つめに、裁判官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること、

第二に、これらの給与の改定は、平成三年四月一日にさかのぼって行うこと

であります。

次に、裁判官の育児休業に関する法律案について申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員について育児休業制度が導入されることに伴い、裁判官についても

育児休業制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、一歳に満たない子を養育する裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、その子が一歳に達するまでの期間内において、育児休業をすることができる

ことができる

第二に、育児休業の効果として、育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有する

が、報酬その他の給与を受けないこと

第三に、裁判官は、育児休業を理由として、不利益な取り扱いを受けないこと

であります。

委員会においては、本日、三法律案について田原法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、各法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君)　三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君)　御異議なしと認めます。

〔本号末尾に掲載〕

○木村義雄君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会職員の育児休業等に関する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律案を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君)　木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君)　御異議なしと認めます。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一は、国会職員がその一歳に満たない子の養育のため、子が一歳に達する日まで、育児休業を請求した場合において、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、これを承認しなければならないこととしております。

○議長(櫻内義雄君)　国会職員の育児休業等に関する法律案(議院運営委員長提出)

を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(櫻内義雄君)　国会職員の育児休業等に関する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長中西啓介君。

国会職員の育児休業等に関する法律案

を改正する法律案、

〔本号末尾に掲載〕

○中西啓介君　ただいま議題となりました国会職員の育児休業等に関する法律案及び国会議員の秘

書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げま

す。

まず、国会職員の育児休業等に関する法律案であります。この法律案は、最近における我が国

の社会経済情勢に鑑み、子を養育する国会職

員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増

進するとともに、公務の円滑な運営に資するた

め、政府職員等と同様に国会職員について育児休業等に関する制度を設けようとするものであります。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一は、国会職員がその一歳に満たない子の養育のため、子が一歳に達する日まで、育児休業を請求した場合において、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、これを承認しなければならないこととしております。

第二は、育児休業をしている国会職員は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しないことをとし、また、育児休業をしている期間について

第三は、育児休業の承認の請求に係る期間について国会職員の配置がその他の方法によって当該請求をした国会職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時的任用を行うものとしております。

第四は、育児休業をした国会職員が職務に復帰した場合には、給料月額の調整等を行うことがであります。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律案について申し上げます。

第五は、国会職員がその一歳に満たない子を養育するため部分休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができるとしております。この場合には、一定の給与減額措置をとることとしております。

第六に、国会職員は、育児休業または部分休業を理由として不利益な取り扱いを受けないこととしております。

第七に、看護婦等については、診療所における業務の円滑な実施の確保に資するため、当分の間、育児休業給を支給することとしております。

最後に、この法律は、平成四年四月一日から施行することとしております。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案についてありますが、この法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表を全部改正するとともに、本年四月一日から適用することとしております。

以上両法律案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

通知した。  
 (指名通知)  
 一、去る十一日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員金丸信君を指名し正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく平成二年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

#### (政府委員退任)

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

一、去る十二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。  
 一、去る十三日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

#### 記

一、去る十二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長

官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

菅及び財政状態についての報告書を受領した。

一、去る十三日、内閣を経由して公正取引委員会委員長梅澤節男君から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく平成二年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

#### (通知書受領)

一、去る十二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長

官職名 氏名 異動後の官職名 年月日

官 報 (号 外)

平成三年十一月十六日 衆議院会議録第十一号

## (質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国営(国民)公園、国立美術館・博物館等の入園料無料化等に関する質問主意書(大野由利子君提出)

## (答弁通知書受領)

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員志賀一夫君提出福島県東白川郡塙町におけるフィリピン人女性ダンサー死亡に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成三年十一月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員寺前巖君提出分譲マンションに関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成三年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

## 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成三年十一月九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

## 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第十二条第一項第二号中「三万円」を「四万円」に改める。

第十三条の四第六項中「第十九条の三第三項」を「第十九条の四第三項」に、「第十九条の四第二項」を「第十九条の五第二項」に改める。

第十九条の二第一項中「二千三百円」を「二千九百円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「四千二百円」を「五千五百円」に、「三千四百五十円」を「四千三百五十円」に、「一万八千円」を「一万九千五百円」に、「六千三百円」を「七千六百五十円」に改め、「宿日直手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。

第十条の三第一項第一号中「二十六万五千円」を「二十七万六千円」に改め、同項第一号中「四万七千円」を「四万八千五百円」に改める。

第十一条第三項中「四千五百円」を「五千五百円」に、「一万五百円」を「二万円」に改め、同条第四項を削る。

第十二条第一項第一号中「三万円」を「四万円」に改め、同項第一号ト中「三十キロメートル以上」の下に「三十五キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上二百十に改め、同条を第十九条の四とし、第十九条の二の次に次の一条を加える。

(管理職員特別勤務手当)  
第十九条の三第三項中「百分の二百」を「百分の三」に改める。

第十九条の三 第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうちある。

管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事院規則で定める職員(以下「特定管理職員」という。)又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日を休む場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それぞぞそ百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の三第二項中「百分の二百」を「百分の三」に改める。

第十九条の三 第十条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうちある。

八

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

## イ 行政職俸給表(一)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
1	—	—	168,000	197,700	214,300	233,400	251,700	271,800	294,600	342,300	360,200
2	121,000	153,700	173,900	205,400	223,500	241,300	260,500	281,300	316,200	354,500	404,700
3	124,900	161,300	180,000	213,300	231,000	250,400	269,500	290,500	327,300	366,300	413,300
4	129,100	167,300	186,300	221,600	239,200	256,000	278,300	300,700	338,400	379,200	434,000
5	133,800	172,300	198,000	228,900	247,300	267,600	287,900	310,700	351,100	391,700	448,700
6	139,300	177,400	200,400	238,100	255,400	276,300	297,200	320,600	362,900	404,100	468,400
7	144,900	182,000	207,600	246,000	263,500	285,100	306,700	330,500	375,000	416,400	478,400
8	150,400	186,500	214,700	253,800	271,600	294,200	315,200	340,400	387,000	428,700	488,300
9	154,600	190,700	220,800	261,700	278,700	303,300	326,000	350,300	398,800	441,000	503,500
10	157,900	194,900	226,800	269,400	287,800	312,900	335,600	360,200	410,300	458,200	528,400
11	160,700	198,100	232,600	277,100	295,300	322,400	345,100	370,100	421,300	464,000	538,100
12	163,400	203,300	238,300	284,700	303,600	332,000	354,400	380,000	432,200	474,000	542,300
13	165,900	207,500	243,800	292,000	311,400	341,400	363,300	389,600	441,500	482,500	550,100
14	168,100	210,900	249,000	299,300	319,000	350,700	371,200	398,600	449,200	489,800	556,400
15	170,200	213,900	254,000	305,900	325,200	356,100	378,200	406,500	456,600	494,400	561,200
16	171,800	217,000	258,900	312,300	332,900	365,400	384,500	413,600	461,900	499,000	569,100
17		220,900	263,400	316,900	336,100	372,300	390,000	418,300	468,600	508,600	578,100
18		222,800	267,200	321,000	340,400	376,900	394,800	422,500	470,900	510,200	589,100
19		224,800	270,800	325,600	344,500	381,500	399,300	427,200	475,500	517,200	599,100
20		227,700	327,900	348,200	385,600	423,700	441,200	469,500	517,200	567,200	607,100
21		229,200	330,800	351,500	389,400	430,700	447,700	475,000	523,200	571,200	611,100
22		229,200	333,600	354,800	394,000	434,100	441,400	469,500	517,200	567,200	607,100
23		231,900	335,600	356,200	395,800	435,700	443,200	471,500	519,200	567,200	607,100
24		234,400	339,500	361,500	398,400	438,700	446,200	473,500	521,200	571,200	611,100
25		236,900	342,400	364,800	401,400	441,400	448,700	476,000	519,200	567,200	607,100
26		238,300	345,200	367,100							
27		239,700	347,600								
28		240,500	350,000								
29		242,400									
30		244,100									
31		246,800									
32		248,500									
		301,000									
		303,200									

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

## 四 行政職俸給表(二)

職級の級 号 俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円	6 級 俸給月額 円
1	—	148,400	165,500	181,700	205,400	232,000
2	108,400	154,700	170,900	187,200	211,900	238,900
3	111,800	160,000	176,300	192,900	218,400	245,700
4	115,100	165,400	181,700	198,100	224,900	252,300
5	118,200	170,200	187,100	205,300	231,400	261,000
6	121,300	174,900	192,700	211,600	237,900	269,000
7	126,000	179,600	198,600	217,400	244,100	277,000
8	130,300	184,300	204,400	223,000	249,900	285,100
9	135,600	189,000	210,200	228,500	255,500	293,300
10	141,500	193,800	215,800	224,000	261,100	301,400
11	148,200	198,700	221,100	239,000	266,700	309,300
12	154,500	203,400	226,200	244,000	272,300	317,200
13	159,700	208,100	251,300	249,000	277,900	325,000
14	164,700	212,600	256,100	254,000	283,400	331,800
15	169,100	217,100	240,900	259,000	288,800	338,600
16	173,300	221,200	245,600	264,100	294,100	345,300
17	177,200	225,000	250,500	268,600	299,300	352,000
18	181,000	228,700	255,500	272,900	304,100	358,000
19	184,200	232,400	260,000	276,600	308,600	363,500
20	186,900	235,000	264,200	280,200	312,900	368,500
21	189,600	237,300	267,400	283,600	316,800	373,400
22	192,300	239,600	270,400	286,800	320,700	377,800
23	195,100	241,800	273,000	289,800	323,500	381,200
24	197,700	243,900	275,600	292,900	326,200	
25	200,100	246,000	278,000	295,700	328,700	
26	202,200	248,100	280,400	298,300	331,100	
27	204,400	250,300	282,800	300,800	333,500	
28	206,500	252,500	285,100	303,100		
29	208,600	254,600	287,400	305,300		
30	210,600	256,600	289,600			
31	212,400	258,500	291,800			
32	214,200	260,400	292,800			
33						

備考 この表は、機器の運転操作、応答の監視その他の応務及びこれらに準ずる業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職級の級 号 俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円	6 級 俸給月額 円	7 級 俸給月額 円
1	—	198,800	204,400	212,500	204,800	342,300	396,200
2	140,200	206,500	242,900	281,900	316,200	354,500	404,700
3	146,800	214,500	251,700	291,900	327,800	366,800	419,300
4	154,800	223,200	260,500	300,800	329,400	379,200	424,000
5	161,200	231,500	269,500	310,700	351,100	391,700	448,700
6	168,400	238,600	278,500	320,600	362,900	404,100	453,400
7	174,700	247,600	287,700	330,500	375,000	416,400	478,400
8	181,000	255,600	296,900	340,400	387,000	428,700	488,900
9	187,800	263,600	306,200	350,300	398,800	441,000	508,500
10	193,600	271,600	315,700	360,200	410,300	453,200	523,400
11	201,200	279,700	325,400	370,100	421,300	464,000	535,100
12	208,200	287,800	335,100	380,900	482,200	474,000	542,800
13	215,200	295,800	344,600	388,600	441,500	482,500	551,100
14	221,300	303,600	354,100	398,900	449,200	489,800	556,400
15	227,900	311,400	363,200	406,500	456,600	494,400	561,200
16	238,100	318,600	371,200	413,600	461,800		
17	238,500	324,000	378,200	418,300	466,600		
18	243,900	328,100	382,700	422,800	470,900		
19	249,000	332,100	387,000	427,200			
20	254,000	335,600	391,300	431,200			
21	258,800	339,100	395,600	435,000			
22	263,400	342,100	399,800				
23	267,200	345,000	404,000				
24	270,800	347,900	407,600				
25	273,700						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許官の審査官及び審判官、船船検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等が必要とする業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

俸給の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
1	—	—	193,200	223,600	241,700	260,500	279,100	293,000	323,700	365,000	403,900
2	135,100	174,500	199,300	231,900	250,200	268,400	286,600	305,700	333,900	377,000	415,700
3	140,900	181,300	205,500	240,400	258,700	278,900	298,100	313,400	342,800	388,000	427,500
4	147,300	188,100	211,700	248,900	267,300	287,700	307,600	323,200	359,800	400,300	439,400
5	154,000	185,500	217,900	257,400	275,800	297,100	317,100	333,100	370,100	411,300	451,400
6	160,500	197,700	224,700	265,900	284,300	306,600	326,600	345,000	380,300	421,500	463,400
7	167,800	201,500	231,600	274,800	292,800	316,100	336,300	358,100	390,500	431,500	478,400
8	174,600	204,700	237,100	282,500	301,300	325,600	346,100	368,400	400,700	441,500	483,600
9	177,300	207,800	242,500	280,600	309,600	335,300	356,200	378,600	410,900	451,500	503,500
10	179,900	210,700	247,900	298,500	317,900	345,100	366,300	388,800	420,900	461,500	523,400
11	182,000	213,600	253,200	303,400	325,200	355,200	376,400	399,000	430,800	471,500	535,100
12	183,900	216,500	258,500	314,200	331,700	365,300	386,500	409,100	440,500	481,400	542,800
13	185,800	218,400	262,900	320,000	338,100	367,400	396,500	419,100	450,200	491,200	560,100
14	187,400	222,300	267,100	324,900	344,400	385,400	404,500	429,000	459,600	499,100	566,400
15		224,400	270,800	329,500	350,200	386,000	412,300	458,000	488,700	528,500	591,200
16			274,400	333,800	355,800	402,000	419,300	445,800	473,600		
17			276,600	337,500	361,000	408,700	425,100	455,700	478,000		
18				340,900	365,300	414,300	450,700	485,300	522,100		
19				344,000	368,400	418,900	455,200	485,800			
20				347,000	373,200	423,300	459,500	484,000			
21				349,700	376,000	427,500	443,400	487,800			
22				352,400		431,700	447,100				
23					354,800	435,400	449,000				
24											

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の課課及び徵収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

号 等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	—	—	—	—	209,500	242,200	260,500	279,100	299,000	329,700	365,000
2	141,000	156,200	161,700	179,100	216,500	250,300	269,400	288,600	308,700	339,600	377,000
3	147,200	153,600	160,000	178,500	224,100	252,500	278,300	298,400	318,400	349,600	389,000
4	153,600	160,100	167,000	186,100	224,100	268,100	287,700	307,600	328,200	359,800	400,800
5	160,000	178,500	186,100	208,000	240,700	276,700	297,100	317,100	338,100	370,100	411,300
6	167,000	183,100	176,000	188,900	225,300	265,300	286,600	306,600	328,600	358,100	390,500
7	183,100	188,900	190,500	205,900	220,600	266,900	282,000	302,600	325,600	346,100	400,700
8	188,900	190,500	197,300	211,900	228,100	275,400	310,400	335,300	356,200	378,600	410,900
9	190,500	197,300	203,300	218,100	228,100	288,400	318,800	345,100	366,300	388,800	420,900
10	197,300	203,300	209,300	224,400	239,100	291,400	327,200	356,200	376,400	399,000	430,800
11	203,300	209,300	215,500	231,700	250,600	299,400	335,600	365,300	386,500	406,100	441,500
12	209,300	215,500	221,800	238,900	258,300	307,400	344,000	375,400	396,500	419,100	451,500
13	215,500	221,800	229,100	246,300	265,700	315,400	352,400	385,400	404,500	429,000	461,500
14	221,800	229,100	236,300	253,700	273,200	322,000	360,800	386,000	412,300	438,000	468,700
15	229,100	236,300	243,200	258,300	280,800	330,700	368,800	402,000	425,300	445,800	481,400
16	236,300	243,200	250,600	266,600	288,300	335,400	376,600	408,700	425,100	450,200	491,200
17	243,200	250,600	249,700	267,400	296,800	346,100	388,600	414,300	430,700	455,800	499,100
18	250,600	249,700	257,800	274,300	304,800	353,800	389,800	418,300	435,200	459,900	506,400
19	249,700	257,800	262,200	281,000	312,400	361,000	394,300	423,300	439,500	464,000	503,500
20	257,800	262,200	268,600	287,800	320,100	368,100	398,300	427,500	443,400	473,600	512,800
21	268,600	287,800	281,300	301,300	327,700	375,100	402,200	431,700	447,100	478,000	530,100
22	274,800	281,300	287,900	304,000	336,400	381,300	406,000	435,400	453,000	482,100	536,400
23	281,300	287,900	297,600	308,300	343,100	388,500	409,600	432,600	453,000	484,200	561,200
24	287,600	297,600	311,100	328,000	350,300	388,300	412,600	441,600	464,000	497,800	537,100
25	297,600	311,100	315,500	334,600	378,600	408,000	446,100	477,800	497,800	537,100	578,400
26	311,100	334,600	324,300	349,500	382,100	421,800	457,100	488,600	510,100	541,400	582,400
27	324,300	349,500	332,800	352,800	384,400	427,700	460,600	491,400	512,600	543,400	585,400
28	332,800	352,800	345,200	369,500	389,900	430,600	463,600	494,600	516,600	546,400	588,400
29	345,200	369,500	359,500	384,800	408,800	448,600	481,600	514,600	536,600	568,400	610,400
30	359,500	384,800	378,600	404,600	432,100	475,100	508,600	541,600	564,600	596,600	638,400
31	378,600	404,600	392,800	427,700	457,100	497,800	530,100	563,100	586,100	618,100	650,100
32	392,800	427,700	405,500	434,400	466,400	500,600	533,600	566,600	590,600	622,600	654,600
33	405,500	434,400	418,200	445,600	476,800	508,600	541,600	574,600	598,600	630,600	662,600
34	418,200	445,600	432,300	459,500	482,300	520,600	553,600	586,600	610,600	642,600	674,600
35	432,300	459,500	446,200	482,300	505,200	537,100	570,600	603,600	627,600	659,600	691,600
36	446,200	482,300	460,500	496,600	520,600	553,600	586,600	619,600	643,600	675,600	707,600

備考 この表は、警察官、皇宮衛衛官、入國警衛官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

四 公安機關給費(二)

年齢	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳
号牌	俸給月額										
1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	—	—	—	193,200	223,600	241,700	260,500	279,100	299,000	329,700	365,000
3	136,100	174,500	199,300	231,900	250,200	269,400	288,600	308,700	339,600	377,000	415,700
4	141,100	181,800	205,500	240,400	258,700	278,300	298,100	318,400	349,600	389,000	427,500
5	146,000	188,100	211,700	248,900	267,300	287,700	307,600	328,200	359,800	400,300	439,400
6	155,200	193,500	217,900	257,400	276,800	297,100	317,100	338,100	370,100	411,900	451,400
7	162,300	198,600	224,700	265,900	284,500	305,600	326,600	348,000	380,300	421,500	463,400
8	168,600	203,200	231,600	274,300	292,800	316,100	336,300	358,100	390,500	431,500	478,400
9	174,600	207,700	237,900	282,500	301,300	325,600	346,100	368,400	400,700	441,500	483,600
10	183,000	216,100	250,100	288,500	317,900	345,100	366,300	388,800	420,900	461,500	523,400
11	187,000	220,700	256,100	306,400	325,800	355,200	376,400	398,000	430,800	471,500	555,100
12	190,900	225,600	261,800	314,200	333,200	365,300	386,500	408,100	440,500	481,400	542,800
13	194,500	230,700	267,400	321,000	340,500	375,400	396,500	419,100	450,200	491,200	560,100
14	197,800	235,600	273,000	326,300	347,800	385,400	404,500	426,000	459,600	499,100	556,400
15	201,000	240,000	278,600	332,400	354,000	395,000	412,800	438,000	468,700	503,500	561,200
16	204,200	244,100	283,400	337,500	360,100	402,000	419,300	445,900	473,600	512,100	571,400
17	207,200	247,800	288,200	341,500	365,800	408,700	425,100	455,700	482,100	521,200	581,400
18	209,700	251,500	292,600	345,000	370,200	414,300	430,700	455,300	485,000	521,200	581,400
19	212,200	253,600	298,200	348,200	374,600	418,800	435,200	459,900	489,000	526,500	586,400
20	214,800	258,800	351,200	378,600	423,800	439,500	464,000	487,800	512,200	546,500	606,400
21	216,800	301,400	354,100	382,200	427,500	443,400	467,800	487,800	512,200	546,500	606,400
22	304,000	356,800	385,000	431,700	447,100	473,600	499,100	521,200	546,500	571,200	606,400
23	306,600	359,600	382,000	435,400	457,800	482,100	503,500	521,200	546,500	571,200	606,400
24	309,200	362,000	382,000	438,000	457,800	482,100	503,500	521,200	546,500	571,200	606,400
25	311,800	364,000	382,000	438,000	457,800	482,100	503,500	521,200	546,500	571,200	606,400
26	314,000	364,000	382,000	438,000	457,800	482,100	503,500	521,200	546,500	571,200	606,400

備考  
この表は、機密室、公密調査室、少年院、海上保育室等に適用する人事院規則を定めるものに適用するもの

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	—	286,900	286,100	298,800	333,900	415,600
2	145,200	182,900	284,900	276,800	308,400	346,500	428,400
3	153,800	201,300	242,900	287,800	320,000	359,100	411,200
4	162,500	209,500	282,500	297,700	330,500	371,600	454,000
5	171,800	216,700	261,900	308,000	341,000	384,000	466,400
6	181,000	223,400	271,200	318,100	351,500	396,400	478,700
7	189,800	228,900	280,800	328,000	361,600	408,700	491,000
8	195,900	235,800	289,100	337,500	371,700	421,000	502,500
9	201,700	243,000	287,100	346,900	381,500	432,800	513,200
10	206,000	248,000	305,000	355,700	391,200	444,200	522,100
11	209,300	266,200	312,900	364,300	400,900	455,500	530,800
12	212,400	282,000	320,500	373,400	410,400	468,400	539,000
13	215,500	267,400	328,100	382,300	419,300	476,100	546,300
14	218,600	272,700	335,700	391,100	428,200	484,800	562,200
15	221,700	277,500	343,300	398,900	435,600	492,700	566,800
16	224,800	283,000	350,700	406,700	442,000	498,900	573,100
17	227,900	286,500	357,800	414,400	448,000	506,700	580,700
18	231,100	289,800	364,400	420,100	453,600	511,700	588,700
19	238,200	368,400	424,800	459,000	516,600	551,000	601,000
20	372,800	420,400	464,300	520,900	525,000	571,000	623,000
21	376,100	434,000	468,900	525,000	525,000	571,000	623,000
22	379,900	438,300	472,800	525,000	525,000	571,000	623,000
23	388,600	442,600	476,800	525,000	525,000	571,000	623,000
24	387,200	446,800	476,800	525,000	525,000	571,000	623,000
25	390,700	450,600	476,800	525,000	525,000	571,000	623,000
26	394,100	454,800	476,800	525,000	525,000	571,000	623,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の規定する船員に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

イ 海事職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	182,800	182,800	207,100	238,100
2	123,100	154,200	188,800	213,800	243,800	274,100
3	126,500	161,600	194,800	220,500	251,600	281,700
4	130,800	169,500	200,600	228,100	258,800	289,800
5	135,800	176,800	207,000	235,800	265,800	297,100
6	141,100	182,200	213,500	242,800	271,800	305,800
7	147,200	188,100	220,400	250,600	278,100	315,600
8	153,800	193,000	227,800	255,800	284,100	322,700
9	160,700	198,500	235,400	263,000	290,100	329,900
10	168,800	204,000	242,700	269,100	296,000	335,100
11	175,800	209,600	249,700	274,800	302,000	346,800
12	180,800	215,800	255,700	280,800	308,000	354,800
13	186,500	220,800	261,700	285,400	313,800	363,000
14	191,500	226,500	267,800	290,400	319,700	370,700
15	196,200	232,100	273,800	295,800	325,500	377,800
16	200,800	237,600	278,300	300,000	330,800	384,800
17	205,300	243,000	282,800	304,800	335,800	391,500
18	209,500	248,100	287,400	308,400	340,800	397,800
19	214,100	253,200	292,800	312,500	344,100	403,800
20	218,100	257,500	286,400	316,000	347,500	409,500
21	220,800	261,400	289,800	319,500	356,900	414,700
22	225,700	264,500	302,700	322,800	354,200	419,800
23	225,700	267,500	305,800	325,400	357,500	423,000
24	270,200	308,500	328,100	360,800	363,800	
25	272,700	310,900	330,900	363,800		
26	275,000	313,800	333,800	366,800		
27	277,300	315,800	335,800	369,400		
28	279,400	318,400	338,800			
29						
30			323,100			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く上で人事院規則で定めるものに適用する。

## 官報(号外)

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	144,900	182,800	226,200	258,900	327,300
2	—	—	234,600	269,500	339,300
3	152,400	191,100	243,200	280,100	351,000
4	161,400	199,500	262,000	290,700	362,700
5	170,700	207,900	261,400	301,400	374,400
6	177,700	216,300	270,900	312,200	386,100
7	184,700	218,800	283,000	317,800	397,800
8	191,700	233,000	283,700	409,500	417,400
9	198,400	241,400	300,400	344,400	421,200
10	207,700	249,800	308,900	354,900	432,900
11	214,200	258,500	319,400	365,100	444,700
12	222,100	267,000	328,900	374,500	456,600
13	229,600	276,300	338,300	388,700	468,600
14	236,800	282,800	347,700	392,700	480,600
15	243,400	290,200	357,100	401,300	492,800
16	249,900	297,000	366,000	409,600	504,800
17	266,000	308,400	374,600	417,600	515,400
18	262,100	310,000	382,600	425,600	526,000
19	268,200	316,500	390,900	433,300	536,400
20	274,000	322,800	398,800	440,700	546,200
21	279,700	329,000	406,300	448,100	555,100
22	285,200	335,200	413,800	455,500	561,900
23	290,300	341,300	420,500	462,100	567,100
24	295,400	347,800	428,200	468,600	571,900
25	298,500	353,300	431,800	474,400	574,400
26	303,600	358,500	435,600	478,500	575,100
27	307,400	362,600	439,400	482,200	581,900
28	311,100	366,200	443,200	485,700	587,100
29	313,900	369,800	446,500	491,700	591,400
30	315,600	373,400	449,700	497,100	597,100
31	319,300	377,000	455,600	502,200	602,700
32	322,000	380,500	459,400	507,700	607,400
33	324,600	383,900	463,200	512,600	612,100
34	327,200	387,000	467,800	516,300	616,700
35	328,700	390,100	473,400	521,700	621,500
36	332,100	393,100	478,500	526,300	626,200
37	334,500	—	482,200	531,100	631,900

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに適用する教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	132,500	172,200	219,100
2	—	138,600	178,900	228,700
3	144,900	191,100	243,200	311,000
4	151,400	199,500	262,000	351,000
5	170,700	207,900	261,400	374,400
6	177,700	216,300	270,900	386,100
7	184,700	218,800	283,000	397,800
8	191,700	233,000	283,700	409,500
9	198,400	241,400	300,400	344,400
10	207,700	249,800	308,900	354,900
11	214,200	258,500	319,400	365,100
12	222,100	267,000	328,900	374,500
13	229,600	276,300	338,300	388,700
14	236,800	282,800	347,700	392,700
15	243,400	290,200	357,100	401,300
16	249,900	297,000	366,000	409,600
17	266,000	308,400	374,600	417,600
18	262,100	310,000	382,600	425,600
19	268,200	316,500	390,900	433,300
20	274,000	322,800	398,800	440,700
21	279,700	329,000	406,300	448,100
22	285,200	335,200	413,800	455,500
23	290,300	341,300	420,500	462,100
24	295,400	347,800	428,200	468,600
25	298,500	353,300	431,800	474,400
26	303,600	358,500	435,600	478,500
27	307,400	362,600	439,400	482,200
28	311,100	366,200	443,200	485,700
29	313,900	369,800	446,500	491,700
30	315,600	373,400	449,700	497,100
31	319,300	377,000	455,600	502,200
32	322,000	380,500	459,400	507,700
33	324,600	383,900	463,200	512,600
34	327,200	387,000	467,800	516,300
35	328,700	390,100	473,400	521,700
36	332,100	393,100	478,500	526,300
37	334,500	—	482,200	531,100

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに適用する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 八、教育職俸給表(三)

職務の品	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	132,500	146,900	240,900	371,300	571,300
2	—	—	250,200	380,100	580,100
3	186,500	154,700	289,300	888,900	388,900
4	144,900	162,800	259,400	397,700	597,700
5	152,300	172,200	278,100	406,600	606,600
6	160,400	178,300	288,700	415,500	615,500
7	168,000	185,500	298,200	424,400	624,400
8	175,400	192,300	307,800	433,100	633,100
9	181,700	198,100	317,400	441,000	641,000
10	188,000	206,000	326,900	448,900	648,900
11	194,000	213,000	336,400	456,800	656,800
12	200,000	220,300	345,200	463,600	663,600
13	208,100	228,100	354,000	469,700	669,700
14	212,700	236,100	362,700	475,000	675,000
15	218,900	245,000	371,400	479,100	679,100
16	225,100	254,100	379,700	485,300	685,300
17	231,200	263,200	387,300	492,800	692,800
18	237,200	272,400	396,200	500,400	700,400
19	243,000	281,600	404,500	507,700	707,700
20	248,700	290,800	412,600	514,900	714,900
21	254,000	300,200	420,200	523,900	723,900
22	259,200	309,400	428,900	531,700	731,700
23	264,000	318,600	438,200	539,500	739,500
24	268,800	327,800	448,400	546,300	746,300
25	272,400	336,100	452,700	554,800	754,800
26	276,100	344,200	460,400	561,700	761,700
27	280,400	352,300	469,600	569,900	769,900
28	282,800	360,100	475,000	571,700	771,700
29	284,900	367,600	488,400	578,800	788,800
30	287,400	374,600	492,700	585,100	795,100
31	290,700	381,400	498,400	592,500	802,500
32	292,100	388,000	499,600	599,900	809,900
33	294,200	394,000	495,800	606,600	816,600
34	300,000	400,000	507,700	614,900	824,900
35	307,400	394,600	492,700	592,500	792,500
36	314,000	381,400	486,400	585,100	785,100
37	314,000	388,000	488,400	592,500	802,500
38	317,900	405,200	507,700	606,600	816,600
39	320,500	420,500	523,800	623,800	833,800

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教師、准教授、助教授、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 二、教育職俸給表(四)

職務の品	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,800	191,700	234,600	280,100	421,100
2	163,900	199,800	243,200	301,400	432,800
3	172,900	208,100	252,000	312,200	444,500
4	182,800	216,400	261,400	323,000	455,200
5	189,500	224,700	270,900	333,700	468,100
6	196,300	233,000	281,200	344,400	480,200
7	203,400	241,400	291,600	354,900	492,400
8	210,500	249,800	302,400	365,100	504,500
9	217,800	258,500	313,100	375,600	515,100
10	224,900	267,200	323,900	386,100	525,700
11	224,800	276,300	328,500	397,800	536,100
12	232,600	285,900	344,900	409,500	545,800
13	238,900	295,700	355,100	421,200	556,900
14	246,900	305,200	365,200	432,900	566,900
15	253,900	314,500	375,600	444,600	577,700
16	260,700	323,700	384,900	455,300	588,100
17	267,300	332,700	394,900	466,600	598,100
18	273,600	341,400	403,100	478,200	608,100
19	279,800	350,000	410,600	488,300	618,300
20	286,500	358,500	419,900	498,100	628,100
21	290,800	357,000	421,300	508,100	638,100
22	296,500	365,400	424,900	515,100	648,200
23	301,700	375,800	432,900	525,800	658,800
24	307,300	385,200	442,500	535,100	668,100
25	312,200	393,700	452,900	545,800	678,800
26	317,900	402,200	463,600	556,500	688,500
27	323,600	410,700	473,900	566,600	698,600
28	328,300	419,200	483,100	576,300	708,300
29	333,000	427,700	492,900	585,100	718,100
30	337,600	436,400	502,500	595,800	728,800
31	342,200	445,200	512,100	605,500	738,500
32	346,800	453,900	521,700	615,200	748,200
33	351,400	462,600	531,300	625,900	758,900
34	356,000	471,300	540,900	635,600	768,600
35	360,600	480,000	550,500	645,300	778,300
36	365,200	488,700	559,200	655,100	788,100
37	369,800	497,400	568,900	664,800	798,800
38	374,400	506,100	578,600	674,500	808,500
39	379,000	514,800	588,300	684,200	818,200

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 官報号(外)

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	251,100	270,300	313,300
2	121,100	163,800	240,400	280,100	324,900
3	125,000	178,200	246,700	280,000	326,600
4	129,700	181,500	259,100	300,000	348,400
5	135,100	189,900	268,500	310,100	360,300
6	142,100	198,500	278,200	320,100	375,200
7	149,400	206,200	288,000	329,700	386,400
8	156,700	213,800	297,800	339,300	399,900
9	163,900	221,500	307,500	348,900	413,400
10	170,800	229,200	317,000	358,500	426,800
11	177,700	235,400	326,800	368,000	440,300
12	184,700	243,400	334,200	377,500	453,700
13	191,700	250,200	342,500	386,900	463,900
14	198,700	257,000	349,800	396,100	480,000
15	206,300	264,200	356,800	405,300	498,000
16	213,900	271,500	363,800	414,500	505,900
17	220,300	278,300	370,500	423,600	518,800
18	226,600	285,100	377,100	432,700	529,800
19	232,800	292,000	383,700	441,800	538,200
20	238,000	298,900	389,700	449,200	545,500
21	243,700	305,500	395,400	456,700	551,500
22	249,300	312,600	400,800	462,100	557,000
23	254,600	319,400	405,800	466,900	561,200
24	259,800	324,800	410,200	470,900	567,300
25	264,900	330,000	414,400	476,700	573,700
26	269,000	334,000	418,000	481,500	580,100
27	273,000	337,900	421,500	486,600	587,300
28	276,100	341,700	426,200	491,500	592,900
29	279,200	345,500	430,000	497,600	597,500
30	282,100	349,200	434,800	502,500	602,900
31	284,800	352,400	438,600	507,600	607,500
32	287,300				

備考 この表は、試験所、研究室等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

号俸	1級	2級	3級	4級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	213,900	251,200	318,200
2	213,900	251,200	318,200	406,300
3	222,200	252,800	322,600	418,300
4	232,400	304,400	341,600	430,200
5	242,700	314,000	353,300	442,000
6	254,900	327,600	365,200	453,700
7	266,300	339,200	377,200	465,100
8	277,800	350,900	389,600	476,300
9	289,200	362,500	401,600	487,400
10	300,300	374,800	413,600	488,300
11	306,900	385,500	425,400	509,200
12	318,900	395,600	436,800	519,600
13	327,700	405,600	448,100	530,000
14	338,500	415,200	469,200	540,400
15	345,800	424,800	470,200	550,100
16	354,100	434,300	480,900	559,300
17	362,600	443,700	491,300	567,300
18	370,800	453,100	501,600	574,700
19	376,200	460,500	511,800	580,000
20	381,500	467,600	519,700	584,900
21	384,600	474,000	527,400	597,400
22	392,600	478,600	532,700	602,900
23	398,200	483,200	537,500	607,500
24	407,600	491,900	547,500	617,500
25	415,600	499,600	551,800	627,400
26	424,000	507,600	561,900	637,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等で勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

同上

年齢の差	年俸	年俸							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	—	185,400	207,500	211,300	221,200	234,500	279,200	314,500	379,200
2	125,100	158,400	191,500	215,200	250,700	280,500	326,000	391,500	464,000
3	180,200	184,400	198,500	228,000	259,700	300,200	337,600	349,300	416,800
4	186,400	197,400	206,400	230,800	268,700	309,800	349,300	416,800	482,700
5	142,700	176,400	214,000	238,000	277,700	319,400	361,000	422,800	482,800
6	149,500	182,500	221,700	247,100	286,700	322,100	372,900	422,800	482,800
7	166,210	188,600	229,500	255,200	295,900	338,900	385,100	456,000	523,800
8	162,200	184,700	237,400	263,400	305,200	343,800	397,200	466,800	533,800
9	165,000	201,300	245,200	271,600	314,600	358,900	409,200	482,800	543,800
10	173,100	208,200	258,200	279,900	324,100	368,100	420,600	496,300	553,800
11	177,900	215,000	261,100	288,200	338,700	379,200	431,900	504,200	561,800
12	182,500	221,200	268,900	286,400	342,900	388,000	441,500	511,400	561,800
13	188,900	227,300	276,700	304,500	351,800	398,500	449,200	513,200	561,800
14	180,800	233,300	284,600	312,400	360,200	408,200	456,800	524,700	561,800
15	185,100	238,000	282,100	320,500	367,200	413,500	464,000	530,200	561,800
16	193,300	244,500	288,600	328,400	374,000	418,800	468,800	534,700	561,800
17	203,500	249,700	306,500	332,300	378,800	422,800	472,900	534,700	561,800
18	207,700	254,300	313,400	338,100	385,300	427,200	472,900	534,700	561,800
19	211,100	260,600	318,300	342,400	388,900	431,200	472,900	534,700	561,800
20	214,100	264,200	322,900	346,600	394,200	435,000	472,900	534,700	561,800
21	217,000	267,300	326,300	350,600	398,400	432,200	472,900	534,700	561,800
22	219,400	270,600	330,000	364,300	402,200	435,000	472,900	534,700	561,800
23	221,400	278,400	332,900	367,700	405,800	435,000	472,900	534,700	561,800
24	276,000	355,900	360,900	386,600	398,400	402,200	435,000	472,900	534,700
25	278,500	358,600	363,900	384,300	402,200	435,000	472,900	534,700	561,800
26	280,700	341,400	366,600	386,600	402,200	435,000	472,900	534,700	561,800
27	284,100	344,200	369,600	386,600	402,200	435,000	472,900	534,700	561,800
28	286,700	346,700	371,600	388,600	402,200	435,000	472,900	534,700	561,800
29	289,100	349,100	373,600	390,600	402,200	435,000	472,900	534,700	561,800

八 医療職業給表(三)

年齢	号 俸	俸給月額									
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	1	—	161,700	199,500	219,800	250,400	284,900	316,400	349,900	383,400	416,900
2	2	136,900	141,900	205,000	226,700	258,400	294,000	328,000	362,000	395,000	428,000
3	3	147,400	177,200	212,000	233,700	265,500	303,400	339,500	375,300	413,100	451,300
4	4	153,000	182,200	225,700	247,700	282,600	323,000	363,100	403,300	443,500	483,700
5	5	160,700	187,300	232,500	254,900	290,600	332,900	375,200	417,500	459,800	502,100
6	6	168,300	192,400	239,300	262,200	298,600	342,800	387,300	431,600	475,900	520,200
7	7	175,900	197,800	246,200	269,600	306,500	352,700	399,300	442,600	486,900	532,000
8	8	180,900	203,200	256,200	277,000	314,300	362,900	411,200	459,500	507,800	555,100
9	9	185,900	209,300	264,600	282,200	328,300	378,300	423,000	471,600	520,900	570,400
10	10	190,800	216,400	271,300	292,100	330,100	383,700	434,800	484,900	534,800	584,900
11	11	195,700	222,900	274,500	299,600	338,100	389,800	445,500	503,800	553,800	603,500
12	12	200,500	228,200	281,300	307,100	346,100	403,900	454,600	513,600	563,400	613,400
13	13	205,400	235,600	288,200	314,600	354,100	413,600	463,400	523,400	573,200	623,000
14	14	210,600	241,800	298,600	322,000	362,300	423,100	471,600	531,400	581,200	631,000
15	15	216,000	248,100	303,800	329,200	370,500	432,000	478,900	538,800	588,800	638,800
16	16	221,300	254,400	310,800	336,400	378,200	440,600	488,800	548,600	598,600	648,600
17	17	226,600	260,600	317,800	343,500	385,000	448,600	498,200	558,200	608,200	658,200
18	18	231,800	266,800	324,600	360,500	390,400	455,700	505,700	565,700	615,700	665,700
19	19	237,000	271,900	331,300	366,600	395,400	460,400	510,400	570,400	620,400	670,400
20	20	241,900	277,500	337,900	362,400	400,300	464,700	514,700	584,700	634,700	684,700
21	21	246,800	282,900	344,100	368,000	404,400	468,400	518,400	588,400	638,400	688,400
22	22	251,300	288,300	349,500	372,400	408,000	472,200	522,200	592,200	642,200	692,200
23	23	255,600	293,700	356,700	376,500	410,700	476,700	526,700	596,700	646,700	696,700
24	24	259,800	298,100	359,500	380,100	414,100	480,100	530,100	590,100	640,100	690,100
25	25	263,900	304,500	363,300	383,500	414,300	484,300	534,300	594,300	644,300	694,300
26	26	267,700	309,300	367,000	386,500	416,000	486,000	536,000	596,000	646,000	696,000
27	27	271,300	313,700	370,100	389,100	417,100	487,100	537,100	597,100	647,100	697,100
28	28	274,200	318,100	375,100	394,100	424,100	494,100	544,100	604,100	654,100	704,100
29	29	277,000	323,900	378,400	397,100	427,100	507,100	557,100	617,100	667,100	717,100
30	30	279,700	328,700	382,400	401,100	431,100	511,100	561,100	621,100	671,100	721,100
31	31	282,400	326,400	386,100	404,100	434,100	514,100	564,100	624,100	674,100	724,100
32	32	285,000	329,100	390,500	408,000	438,000	518,000	568,000	628,000	678,000	728,000
33	33	287,500	331,800	394,200	411,100	441,100	521,100	571,100	631,100	681,100	731,100
34	34	292,000	334,200	398,600	414,600	444,600	524,600	574,600	634,600	684,600	734,600
35	35	294,200	336,600	400,000	417,000	447,000	527,000	577,000	637,000	687,000	737,000
36	36	341,400	378,400	404,400	421,400	451,400	521,400	571,400	631,400	681,400	731,400

参考 この表は、病院、療養所、医療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

**備考** この要は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	円 541,000
2	599,000
3	666,000
4	739,000
5	796,000
6	855,000
7	934,000
8	1,012,000
9	1,087,000
10	1,163,000
11	1,232,000
12	1,257,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(特定の職務の級の切替え)

3 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が医療職俸給表(三)の六級であった職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の七級又は六級とする。

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表(三)の七級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸

(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表(三)の六級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、

旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以後における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員については、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けた職員及びその属する職務の級又はその受けた号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員のみが、改正後の法の規定による給与の内払みなす。

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

9 附則第三項から前項までの規定の適用についてとは、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

10 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払みなす。

(人事院規則への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地方自治法の一部改正)

12 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

13 第二百四条第二項中「宿日直手当」の下に「管理職員特別勤務手当」を加える。

14 市町村立学校職員給与負担法(一部改正)

15 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

16 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正

十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

17 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)の一部を次のように改正する。

18 第四条第一項中「第十九条の七」を「第十九条の八」に改める。

19 (地方公務員災害補償法の一部改正)

20 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の四第二項に改める。

一部を次のように改正する。

第八条中「第十九条の三第二項」を「第十九条の四第二項」に改める。

附則別表 医療職俸給表(三)の7級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8
12	9
13	10
14	11
15	12
16	13
17	14
18	15
19	16
20	17
21	18

## 理由

関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするとするもので、その要旨は次のとおりである。

人事院の国会及び内閣に対する平成三年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当の額を改定するとともに、管理職員特別勤務手当を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 1 俸給表の改定

(一) 全俸給表の全俸給月額を改め、六千六百円ないし七万七千円引き上げた額とすること。

(二) 医療職俸給表(三)に、新たに職務の級七級を設けること。

2 諸手当の改定等

(一) 初任給調整手当について、医療職俸給表

(二) の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を、二十六万五千円から二十七万六千円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受け

## 書

1 議案の目的及び要旨  
本案は、平成三年八月七日付けの給与改定に

る医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を、四万七千円から四万八千五百円に引き上げること。

(二) 扶養手当について、子等配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を一人までについてはそれぞれ四千五百円から五千五百円(配偶者がない場合にあっては、その一人については一万五百円から一万千円)に引き上げるとともに、児童手当との調整措置を廃止すること。

(三) 通勤手当について、交通機関等利用職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額三万円から四万円に引き上げるとともに、自動車等使用職員に対する支給月額について、使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満、片道四十キロメートル以上の区分を設け、それぞれ一万六千七百円、一万八千八百円とすること。

なお、交通機関等と自動車等の併用職員に対する支給月額も同様に引き上げること。

また、指定職俸給表適用職員についても通勤手当を支給すること。

四 宿直手当について、支給額の限度額を、勤務一回につき、通常の宿直勤務は

二千三百円から二千九百円に、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務は一万二千円から一万三千円に、人事院規則で定めるその他特殊な業務を主とする宿直勤務は四千一百円から五千円(土曜日等の退勤時から引き続く場合にあっては、それぞれ三千四百五十円、一万八千円、六千三百円から四千三百五十円、一万九千五百円、七千六百五十円)にそれぞれ引き上げ、常直勤務については月額一万三千円から一万四千円に引き上げること。

(四) 新たに管理職員特別勤務手当を設け、俸給の特別調整額又は給職員のうち、管理・監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員及び指定職俸給表適用職員が臨時、緊急及びその他の公務運営の必要により休日等に勤務した場合には、勤務一回につき一万二千円を超えない範囲内で人事院規則で定める額(指定職俸給表適用職員については当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じた額)を支給すること。ただし、勤務に從事する時間等を考慮して人事院規則で定める場合にあっては、それぞれの額に百分の百五十を乗じて得た額とすること。

(五) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の二百から百分の二百十に引き上げること。

(六) 期末手当について、支給額の日額三万千五百円から三万二千七百円に引き上げること。

### 四 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額三万千五百円から三万二千七百円に引き上げること。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

三 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用すること。ただし、扶養手当と児童手当との調整措置を廃止する改正規定、指定職俸給表適用職員に通勤手当を支給する改正規定、宿直手当の改正規定及び管理職員特別勤務手当を新設する規定は、平成四年一月一日から施行すること。

右

国会に提出する。

平成三年十一月九日

内閣総理大臣 富澤 喜一

扶養手当と児童手当との調整措置を廃止する改正規定、指定職俸給表適用職員に通勤手当を支給する改正規定、宿直手当の改正規定及び管理職員特別勤務手当を新設する規定は、平成四年一月一日から施行すること。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

(一) この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、平成三年八月七日付けの給与改定に当及び「」、「秘書官については」、「国会議員から任命されたものにあつては俸給、調整手当及び期末手当、秘書官については」に改める。

第三条第二項中「調整手当及び」を「調整手当、通勤手

額(指定期俸給表適用職員については当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じた額)を支給すること。ただし、勤務に從事する時間等を考慮して人事院規則で定めること。

第六条第一項中「三万一千五百円」を「三万一千五百円」に改める。

第七条の二中「調整手当」の下に「、通勤手当」を加え、「第十九条の三第四項」を「第十九条の四第四項」に改める。

第七条の三中「、通勤手当」を削り、「第十九条の四第四項」を「第十九条の五第四項」に、「第十九

平成三年十一月十六日

内閣委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

条の三第四項」を「第十九条の四第四項」に改める。

第九条中「三万七百円」を「三万二千七百円」に改める。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、「給与」の下に「(通勤手当を除く。)」を加え、同条第二項中「給与」の下に「(通勤手当を除く。)」を加え、「える」を「超える」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、九八五、〇〇〇円」を「一、一八四、〇〇〇円」に、「一、四四七、〇〇〇円」を「一、五四一、〇〇〇円」に、「一、三八四、〇〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」に、「一、一八〇、〇〇〇円」を「一、一五七、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、三八四、〇〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、三八四、〇〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、三八四、〇〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

(給与の内扱)

4 この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定又は昭和六十二年法律第六十五号の規定に基づいて平成三年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に支給された給与は、それぞれ改正後の法の規定又は昭和六十二年法律第六十五号及び前項の規定による

別表第三俸給月額の欄中「四五五、六〇〇円」を「四七一、九〇〇円」に、「四一七、七〇〇円」を「四三六、一〇〇円」に、「三七九、四〇〇円」を「三九八、〇〇〇円」に、「三四〇、三〇〇円」を「三五八、〇〇〇円」に、「三〇四、七〇〇円」を「三一九、〇〇〇円」に、「二七一、二〇〇円」を「二八六、六〇〇円」に、「二四六、七〇〇円」を「二六一、三〇〇円」に、「二二七、一〇〇円」を「二四一、四〇〇円」に改める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。こ

### 附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第七条の二、第七条の三及び第十四条の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の大法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(旧国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額)

3 旧国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)

二条の国際花と緑の博覧会政府代表の平成三年四月一日から同年九月二十九日までの期間に係る俸給月額は、昭和六十二年法律第六十五号第六条の規定にかかわらず、百二十四万七千円であつたものとする。

別表第一俸給月額の欄中「一、三八四、〇〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、三八四、〇〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、三八四、〇〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一四七、〇〇〇円」に、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

(給与の内扱)

4 この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定又は昭和六十二年法律第六十五号の規定に基づいて平成三年四月一日から

この法律の施行の日の前日までの間に支給された給与は、それぞれ改正後の法の規定又は昭和六十二年法律第六十五号及び前項の規定による

別表第三俸給月額の欄中「四五五、六〇〇円」を「四七一、九〇〇円」に、「四一七、七〇〇円」を「四三六、一〇〇円」に、「三七九、四〇〇円」を「三九八、〇〇〇円」に、「三四〇、三〇〇円」を「三五八、〇〇〇円」に、「三〇四、七〇〇円」を「三一九、〇〇〇円」に、「二七一、二〇〇円」を「二八六、六〇〇円」に、「二四六、七〇〇円」を「二六一、三〇〇円」に、「二二七、一〇〇円」を「二四一、四〇〇円」に改める。

これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりであります。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げること。(括弧内は現行)

内閣総理大臣

二百十一万四千円(百九十八万五千円)

國務大臣等

百五十四万千円(百四十四万七千円)

内閣法制局長官等

百四十七万四千円(百三十八万四千円)

政務次官等

百二十五万七千円(百十八万円)

内閣官房副長官等

百二十四万七千円(百十七万円)

國家公安委員会委員等

百一十三万二千円(百十五万七千円)

公害等調整委員会の常勤の委員等

百八万七千円(百二万五千円)

2 大使及び公使の俸給月額について、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百四十四万七千円から百五十四万円に、大使五号俸は百

三十八万四千円から百四十七万四千円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定期俸給表の改定に準じ、百十七万円ないし七十六万円から百二十四万七千円ないし七

十九万六千円にそれぞれ引き上げること。

秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、四十五万五千六百円(八号俸)ないし二十二万七千円(一号俸)から四十七万二千九百円(八号俸)ないし二十四万三千四百円(一号俸)にそれぞれ引き上げること。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額五万五千三百円から五万八千九百円に引き上げること。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額三千三百円から三万一千七百円に引き上げること。

6 内閣総理大臣等の特別職の職員(国会議員から任命されたものを除く。)について、一般職の職員の例により通勤手当を支給すること。

7 旧国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)第一条の政府代表の俸給月額については、平成三年九月二十九日までの間は、百二十四万七千円(改正前百十七万円)であったものとします。

8 この法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用すること。ただし、通勤手当支給に係る改正規定は、平成四年一月一日から施行すること。

なお、この法律の適用に關し必要な措置等を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

11 本案施行に要する経費は、約11億円である。

右報告ある。

平成11年1月16日

内閣委員長

桜井 新

衆議院議長 横内 義雄殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を  
改正する法律案

右

国会に提出する。

平成11年1月9日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部  
を改正する法律

正す。

第十四条第一項中「及び単身赴任手当」を「単身  
赴任手当及び管理職員特別勤務手当」と、「及び宿  
日直手当」を「宿日直手当及び管理職員特別勤務  
手当」に改め、「には調整手当」の「と」、「通勤手当」  
を加え、「及び特地勤務手当」を「特地勤務手当及  
び管理職員特別勤務手当」に改め、同条第一項中  
「第十九条の二」を「第十九条の三」と、「同法同条  
同項」を「同項」に改め、「防衛庁長官が指定する」  
との下に「同法第十九条の三第一項中「第十一条の  
別表第一及び別表第二」を次のように改める。

二第一項にあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律  
の規定」の「同法第六条の規定」と、同条第一

項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛庁の職員  
の給与等に関する法律第六条の規定」と「を加え  
る。

第十八条第一項中「六千百六十円」を「六千一百

四十円」に改める。

第十八条第一項中「第十九条の三第四項」を「第十  
九条の四第四項」と、「第十九条の四第四項」を「第  
十九条の五第四項」に改める。

第十一條の二第一項中「調整手当」の「と」、「通

勤手当」を加え、「及び特地勤務手当」を「特地勤  
務手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条

第一項中「第十一條の三第一項の規定に基づく政  
令で指定する官職を占める職員」を「同条第一項に  
おいて準用する一般職給与法第十九条の三第一項  
の政令で定める職員」に改める。

第十五条第一項中「八万四千五百円」を「九万  
一千五百円」に改め、同条第三項中「第十九条の三第  
二項」を「第十九条の四第三項」に改める。

第十七条第一項中「及び単身赴任手当」を「単身  
赴任手当及び管理職員特別勤務手当」と、「及び宿  
日直手当」を「宿日直手当及び管理職員特別勤務  
手当」に改め、「には調整手当」の「と」、「通勤手当」  
を加え、「及び特地勤務手当」を「特地勤務手当及  
び管理職員特別勤務手当」に改め、「宿日直手当」を「宿日直手当及び管理職員特別勤  
務手当」と、「及び特地勤務手当」を「特地勤務手  
当及び管理職員特別勤務手当」に改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	職務の級					号 俸	指定職 俸給月額
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
1	216,900	208,300	194,200	175,500	128,000	1	541,000
2	225,300	208,900	194,900	178,900	144,000	2	599,000
3	234,100	219,000	209,600	182,400	140,000	3	638,000
4	244,200	229,900	212,300	186,000	147,100	4	739,000
5	255,000	240,800	225,200	192,700	152,200	5	798,000
6	265,400	251,700	238,100	198,300	158,400	6	855,000
7	276,100	262,600	241,400	205,800	164,800	7	934,000
8	285,800	273,500	242,500	210,300	171,500	8	1,012,000
9	295,600	284,400	247,500	218,300	178,300	9	1,087,000
10	305,600	295,200	250,100	227,200	187,100	10	1,163,000
11	315,900	306,000	262,200	236,900	197,000	11	1,232,000
12	326,000	316,800	274,100	250,000	205,500		
13	336,500	427,400	484,300	529,500	603,500		
14	347,000	437,600	492,800	537,300	610,400		
15	357,600	445,900	500,900	542,400	615,700		
16	368,200	453,700	508,700				
17	378,600	458,900	511,900				
18	388,800	463,800	516,800				
19	398,500	468,600					
20	407,200	473,000					
21	414,800	477,400					
22	421,800						
23	427,300						
24	433,100						
25	437,400						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受けける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で取扱で定めるものとする。

別表第二　自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

備考(一) 新華社協会議の議長、その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空將であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及空將補と記入する。

び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均斉を考慮する。而して、政令で定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第十八条の二、第二十二条の二、第二十五条第三項及び第二十七条第一項の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の俸給と等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成三年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の俸給等に関する法律（以下「法」という。）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の〔欄〕をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の〔欄〕、〔欄〕又は〔欄〕をいう。以下同じ。）における者が受けっていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号、以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定

の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行ふことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六号）による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のある職員のうち、総理府令で定める職員の、改正した職員のうち、総理府令で定める職員の、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異なる異動等をしたものとしたもの

の職員の例に準じて改定すること。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、八万四千五百円から九万三千一百円に引き上げること。

3 一般職の職員の例に準じて、管理職員特別勤務手当を新設すること。

4 一般職の職員の例に準じて、指定職等の職員に通勤手当を支給すること。

5 賃外居住者に対する賃外手当の月額を、六千百六十円から六千三百四十円に引き上げること。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用すること。ただし、管理職員特別勤務手当を新設する規定及び指定職等の職員に通勤手当を支給する改正規定は、

平成四年一月一日から施行すること。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、医師等に対する初任給調整手当、通勤手当、宿泊直手当、期末手当及び非常勤職員の給与の改定について、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し又はその例によることとしているので、同法の改正によって、一般職の職員と同様の改定が行われることとなる。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

9 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関必要な事項は、政令で定める。

(理由)

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、管理職員特別勤務手当を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部

を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

1 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じ

した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間について、その者が切替日において職務の

給与との権衡を考慮して定められている実情等にかかるものと議決した次第である。

べきものと議決した次第である。

2 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約八百十億円であ

右報告する。

平成三年十一月十六日

内閣委員長 桜井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国家公務員の育児休業等に関する法律案

右国会に提出する。

平成三年十一月九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

国家公務員の育児休業等に関する法律  
(目的)

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を

設けて子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十三条

を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する国家

公務員をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

3 この法律において「各庁の長」とは、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「給与法」という。第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

4 前条第一項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について適用する。

5 第五条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休業の承認)

第三条 職員(常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子に

ついて、既に育児休業をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることと著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第四条 育児休業をしている職員は、任命権者に

対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができ。

2 育児休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について適用する。

4 この法律において「各庁の長」とは、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「給与法」という。第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

5 前条第一項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について適用する。

6 第五条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児休業の承認の失効等)

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。

2 育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなつたことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めることは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う臨時の任用)

第七条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができ

る。

2 前項の規定に基づき臨時の任用を行う場合には、給与法第十五条の規定にかかるわらず、

その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第六条及び前条の規定は、部分休業について準用する。

(職務復帰における給与等の取扱い)

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事院規則の定めるところにより、俸給額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

2 この法律において「各庁の長」とは、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「給与法」という。第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

3 前条第一項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について適用する。

4 この法律において「各庁の長」とは、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「給与法」という。第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

5 第五条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第九条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第四項の規定の適用について

ついては、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第十条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(部分休業)

第十二条 各庁の長は、職員(常時勤務することを要しない職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができ

る。

2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかるわらず、

その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第六条及び前条の規定は、部分休業について準用する。

(人事院規則への委任)

第十二条 この法律(次条を除く。)の実施に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

2 防衛省の職員への準用

第十三条 この法律(第二条及び第七条第一項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第

十六号に掲げる防衛庁の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)」第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」といふ。)と、第十一条第一項中「各庁の長」とあるのは「防衛庁長官又はその委任を受けた者」と、同条第二項中「給与法第十五条の規定にかかるまで、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。)」第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当又は管外手当」と読み替えるものとする。

## 附 則

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号。次条において「女子教育職員等育児休業法」という。)第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている職員については、当該許可是第三条の規定による育児休業の承認とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている職員は、第七条第一項の規定により臨時的に任用されている職員とみなす。

第四条 第二条に定めるものほか、この法律(第十三条を除く。)の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(女子教育職員等に対する給付の特例)  
第五条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
一 義務教育諸学校等 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

二 教育職員 校長(園長を含む。)、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、兼護助教諭、講師、実習助手及び寮母をいう。

三 医療施設 社会福祉施設等 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院、診療所及び助産所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する児童福祉施設並びに身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生援助施設をいう。

四 看護婦、保母等 看護婦、准看護婦、助産婦及び保健婦であつてその業務に従事する者並びに保母、寮母及び女子の児童指導員並びに前号に規定する児童福祉施設又は身体障害者更生援助施設の入所者について保護、指導、訓練又は授産の業務に直接從事する女子をいう。

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている職員は、第七条第一項の規定により臨時的に任用されている職員とみなす。

第四条 第二条に定めるものほか、この法律(第十三条を除く。)の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(第十三条を除く。)の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

2 当分の間、第五条第二項の規定にかかわらず、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等である職員(常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員及び条件付採用期間中の職員を除く。)には、その職務の特殊性等にかんがみ、義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施の確保に資するため、給与法の定めるところにより、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給する。

3 (一般職の職員の給与等に関する法律の一改正)

第六条 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第七項を削り、附則第八項中「育児休業給」を「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一号)附則第五条第二項に規定する育児休業給(以下「育児休業給」という。)」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項中「前項」を「前項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

4 (国家公務員災害補償法の一部改正)

第七条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

16 当分の間、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一号)第十三条规定する職員には、一般職の国家公務員の例によつて準用する同法附則第五条第二項に規定する職員には、一般職の国家公務員の例によつて、育児休業給を支給する。

17 (国営の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第十条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第八条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第六号を次のように改める。

六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一号)

正)

第七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第十九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第二十九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第三十九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第四十九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第五十九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第六十九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十八条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第七十九条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十五条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

正)

第八十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号を次のように改める。

五 国家公務員の育児休業等に関する法律

(平成三年法律第  
号)第五条第二項、

第八条及び第十二条並びに附則第五条の規定

定

第七条に次の一項を加える。

4 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号の規定

の適用については、同号中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」とあるのは、「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第  
号)第三条第一項」とする。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

第十一条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)の一部を次のように改止する。

第八条中「附則第十一項」を「附則第十項」に改める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成三年四月一日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び一日の勤務時間の一部について勤務しないことを内容とする部分休業制度を設けるとともに、防衛庁の職員について同様の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 国家公務員の育児休業等に関する法律案

#### (内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、育児休業等に関する制度を設けることにより、子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 育児休業の承認

(一) 一般職の国家公務員である職員(常時勤務することを要しない職員等を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

(二) 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとすること。

(三) 任命権者は、育児休業の承認の請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、育児休業を承認しなければならないこと。

2 育児休業の期間の延長

育児休業をしている職員は、当該育児休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとすること。

3 育児休業の効果

(一) 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しないこと。

と。

(二) 育児休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

(三) 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始めた場合等には、効力を失うこと。

(四) 育児休業に係る子を養育しなくなったと認めるとき等は、その承認を取り消すものとすること。

(五) 育児休業に伴う臨時の任用

任命権者は、育児休業の承認の請求があつた場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時的任用を行ふものとすること。

(六) 職務復帰における給与等の取扱い

(一) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額の調整等を行うことができる。

(二) 防衛庁の職員への準用

防衛庁の職員について、この法律の規定を準用すること。

(三) 女子教育職員等に対する給付の特例

当分の間、女子教育職員、看護婦、保母等の職員については、業務の円滑な実施の確保に資するため、一般職の職員の給与等に関する法律の定めるところにより、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給すること。

(四) 施行期日等

(一) この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(二) 国家公務員退職手当法における勤続期間の計算については、育児休業をした期間は、現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとすること。

(三) この法律の施行に際し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(四) 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

(五) 本案は、人事院の意見の申出の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

8 部分休業

官 報 (号 外)

なお、本案に対して、日本共産黨の三浦久君から、育児休業をしているすべての職員に育児休業給を支給することを内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案

に改正する。

育児休業に関する法律を廃止する法律案  
**(内閣提出)に関する報告書**  
議案の目的及び要旨  
本案の主な内容は、次のとおりである。

本修正案に対し、国会法第五十七條の三の規定に基づき、内閣を代表して岩崎総務局長官より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに  
決した。  
右報告する。

平成三年十一月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿  
内閣委員長 桜井

別紙  
国家公務員の育児休業等に関する法律案に

## 対する附帯決議

育児休業制度は、子を養育する職員がその身分を失うことなく職業生活と家庭生活を充実して営

むことができる極めて重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められていることにかんがみ、攻守並びに人事院は、本法の施行二年以内に、

この制度が活用されるよう環境整備に十分配慮する  
とともに、職員の継続的な勤務を促進し、もつ  
てその福祉を増進するという法の目的を踏まえ、  
今後、民間企業における実態等を適宜調査し、育  
児休業期間中の経済的援助を含め、育児休業制度  
等について総合的に検討を行い、必要があると認  
めるときは適切な措置を講すべきである。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成三年十二月九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正

三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

に改正する。  
第十一一条第四項中「義務教育諸学校等の女子  
教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護  
婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十  
年法律第六十二号）に規定する育児休業に相当  
する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号  
を加える。

一 育児休業等に関する法律（平成三年法律  
第七十六号）第一条に規定する育児休業（同  
法附則第二条に規定する事業所の労働者に  
係る同法第二条に規定する育児休業に相当  
する休業を含む。）

二 旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び  
医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母  
等の育児休業に関する法律（昭和五十年法  
律第六十二号）に規定する育児休業に相当  
する休業

（内閣提出）に関する報告書

育児休業に関する法律を廃止する法律案

一 議案の目的及び要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

1 国家公務員及び地方公務員について、育児  
休業制度等が設けられるとともに、女子教育  
職員、看護婦、保母等である職員について  
は、引き続き、当分の間、育児休業給を支給  
する措置が講じられることに伴い、義務教育  
諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会  
福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関  
する法律を廃止すること。

2 関係法律について所要の改正を行うこと。

3 この法律は、平成四年四月一日から施行す  
ること。

二 議案の可決理由

本案は、国家公務員及び地方公務員につ  
いて、育児休業等に関する制度が設けられること  
にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決す

## 二 議案の可決理由

本案は、国家公務員及び地方公務員について、育児休業等に関する制度が設けられることにかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成三年十一月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

110

地方公務員の育児休業等に関する法律案

国会に提出する。

卷之三

内

11

国家公務員の育児休業等に関する法律案及び同報告書  
護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律

## 地方公務員の育児休業等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(育児休業の承認)

第二条 職員(非常勤職員、臨時に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の条例で定める職員を除く。)は、任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)の承認を受けて、当該職員の一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2 育児休業を受ける職員は、育児休業をしようとして、任命権者に対する請求をした場合に、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ず

ることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第三条 育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第四条 育児休業をしている職員は、育児休業を開始した時就いていた職又は育児休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児休業の承認の失効等)

第五条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなつたことその

他条例で定める事由に該当すると認めるとときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う臨時の任用)

第六条 任命権者は、第二条第一項又は第三条第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該期間を任用の期間の限度として、臨時の任用を行うものとする。

2 前項の規定に基づき臨時の任用を行う場合には、地方公務員法第二十二条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

(職務復帰における給与等の取扱い)

第七条 育児休業をした職員については、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第六号)第三条第一項の規定により育児休業をした国家公務員の給与及び退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならない。

2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第六号)第三条第二項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に係る事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

3 第五条及び前条の規定は、部分休業について準用する。

(職員に関する労働基準法の適用)

第十一条 職員に関する労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第十二条第三項第四号の規定の適用については、同号中「育児休業等に関する法律(平成二年法律第七十六号)第二条第一項」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第七十六号)第二条第一項」とする。

第九条 任命権者は、育児休業等に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十一号)第一号)第一項

# 官報(号外)

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)。次条において「女子教育職員等育児休業法」という。第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている職員については、当該許可是第二条の規定による育児休業の承認とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている職員は、第六条第一項の規定により臨時的に任用されている職員とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(女子教育職員等に対する給付の特例)  
第五条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 義務教育諸学校等 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

二 教育職員 校長(園長を含む。)、教頭、教

論、養護教諭、助教論、養護助教論、講師、実習助手及び寮母をいう。

## 三 医療施設、社会福祉施設等 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院、診療所及び助産所、保健所法(昭和二十二年法律第二百五号)に規定する保健所、保健施設

(国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十一号)第八十二条第一項の健康の保持増進のための施設をいう)、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)に規定する児童福祉施設(同法第十七条に規定する施設を含む)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生援護施設、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第二十七号)に規定する精神薄弱者援護施設、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に規定する保護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)に規定する老人福祉施設、売春防止法(昭和三十一年法律第二百十八号)に規定する婦人保護施設並びに精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神障害者社会復帰施設をいう。

四 看護婦、保母等 看護婦、准看護婦、助産婦及び保健婦(前号に規定する保健所又は保健施設(同号に規定する病院又は診療所である保健施設を除く。以下この号において同じ。)の業務に従事する保健婦にあっては、離

島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一

条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域、山村振興法(昭和四十年法律第六

十四号)第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域、過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第五十五号)の過疎地域又はこれらの地域に準ずる地域として厚生大臣が指定する地域において前号に規定する保健所又は保健施設の業務に従事する者に限る。)

は、これららの地域に准ずる者並びに保母、寮母及び女子の児童指導員並びに同号に規定する児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設、保護施設、老人福祉施設、婦人保護施設又は精神障害者社会復帰施設の入所者について保護、指導、訓練又は授産の業務に直接従事する女子をいう。

当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等である職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員及び条件付採用期間中の職員を除く。)には、その職務の特殊性等にかんがみ、義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施の確保に資するため、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年

法律第九十五号)附則第七項及び第八項に規定する国家公務員の育児休業給の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給するものとする。

## （地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条)の一部を次のよう改める。

（地方公共団体は、当分の間、第二百四条に定めるもののが、条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二号)附則第五条第二項に規定する職員で同法第二条第一項の規定に基づく育児休業給を支給するものに對し、育児休業給を支給することができる。）

第七条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二条)の一部を次のよう改めることとする。

（地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二条)の一部を次のよう改めることとする。）

第三十九条第一項中、「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第六条第二項、第十二条及び附則第二項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二号)第四条第二項、第六条第二項、第十二条及び附則第五条」に改め

る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第八条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を次のように改める。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一号)第六条第一項の規定により臨時的に任用される者

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第九条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三号を次のように改める。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一号)第六条第一項の規定により臨時的に任用される者

育児休業制度の普及が進みつゝある情勢等にかんがみ、地方公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び一日の勤務時間の一部について勤務しないことを内容とする部分休業制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もつて職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的とするものであって、その要旨は次のとおりである。

第一条第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

第一条第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

1 育児休業及び部分休業  
(1) 職員(非常勤職員等を除く。)は、任命

権者の承認を受けて、その一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることができるること。  
(2) 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとすること。  
四 育児休業に伴う臨時的任用  
任命権者は、育児休業の承認の請求があつた場合において、当該請求に係る期間について該職員の業務を処理するために職員の配置換えその他の方針によって当該請求をした職員の業務を処理することなどが困難であると認めるときは、臨時任用を行うものとすること。  
(1) 育児休業の期間の延長  
育児休業をしている職員は、当該育児休業の期間の延長を請求することができ、当該延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとすること。  
(2) 育児休業の効果  
(1) 育児休業をしている職員は、職を保有するが、職務に従事しないこと。  
(2) 育児休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

(1) 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が休業を始めた場合等には、効力を失ふ」と。  
(2) 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする」と。  
五 職務復帰後における給与等の取扱い  
(1) 職務復帰後における給与等の取扱い  
育児休業をした職員については、育児休業をした国家公務員の給与及び退職手当の取扱いに関する事項を基準として、職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならないこと。  
(2) 不利益取扱いの禁止  
職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはないこと。

官報(号外)

(1) 任命権者は、職員（非常勤職員等を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定あるところにより、その一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一

部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる」ととし、この場合においては、部分休業の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

(2) 四の育児休業の承認の失効等及び(七)の不利益取扱いの禁止は、部分休業について準用すること。

2 特例措置

当分の間、女子教育職員等に対する事項を

国家公務員の育児休業の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給するものとする。

3 施行期日

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

4 その他

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正等を行うこと。

二 議案の可決理由

育児休業制度の普及が進みつつある情勢等にかんがみ、地方公務員について、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業制度及び部分休業制度を設ける等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本共産党から修正案が提出されたが、否決された。

この修正案については、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して塩川自治大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年十一月十六日

地方行政委員長 中島 衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

地方公務員の育児休業等に関する法律案に対する附帯決議

育児休業制度は、職員がその身分を失うことなく職業生活と家庭生活を充実して営むことができることにかんがみ、政府は、本

る極めて重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められていることにかんがみ、政府は、本

法の施行に当たり、制度が活用されるよう環境整備に十分配慮することも、「継続的な勤務を促進し、福祉を増進する」という法の目的に沿って、国家公務員の取扱いに準じて適宜制度の見直し検討を行い、特に育児休業期間中の経済的援助について、適切な措置を講すべきである。

右決議する。

内閣総理大臣 宮澤 喜一

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成三年十一月九日

国会に提出する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 宮澤 喜一

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成三年十一月九日

国会に提出する。

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「百十七万円」を「百二十四万七千円」に、「九十五万八千円」を「百一万」に改め

る。

別表を次のように改める。

別表(第一)(条目)

区 分

報酬月額

最高裁判所長官	報酬月額
最高裁判所判事	一、五四一、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四七四、〇〇〇円
その他高等裁判所長官	一、三六五、五〇〇円
二号	一、〇八七、〇〇〇円

附  
記

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内  
3 払とみなす。

理  
由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所の審理等に付する法律の一部を改正する法律

議案の目的及び要旨  
本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の報酬月額を改善する措置を講じようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、「これを可決すべきもの」と議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、二十四億三千万円である。右報告する。

二〇〇四

2 準じて、その報酬月額を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。  
1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におむね準じ、その他の裁判官の報酬については、おむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。  
かのほつて行うこと。  
2 報酬月額の改定は、平成三年四月一日にさ

三

うとするもので、その内容は次のことおりである。

1 最高裁判所長官 最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におおむね準じ、その他の裁判官の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

2 報酬月額の改定は、平成三年四月一日にかかるのぼって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の報酬月額を改善する措置を講じようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、二十四億三千万円である。

## 官報(号外)

平成三年十一月十六日

法務委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成三年十一月九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「六十三万七千円」を「六十六万六千円」に改める。

右国会に提出する。

別表を次のように改める。

別表第二条関係

区	分	俸給月額
檢	事	總長
次長	檢	事
東京高等検察庁	檢事長	一、三六五、五〇〇円
その他の検事長	一號	一、二五七、〇〇〇円
	二號	一、二三三、二〇〇円
	三號	一、〇八七、〇〇〇円
	四號	一、〇一二、〇〇〇円
	五號	七三九、〇〇〇円
	六號	六六六、〇〇〇円
	七號	五九九、〇〇〇円
	八號	五四一、〇〇〇円
	九號	四三五、一〇〇円
	十號	三九七、〇〇〇円
	十一號	三六八、〇〇〇円
	十二號	三四一、四〇〇円

十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	二十一号	二十二号	二十三号	二十四号
三一六、一〇〇円	二九八、五〇〇円	二七八、二〇〇円	二六七、四〇〇円	二四一、五〇〇円	二三三、四〇〇円	二一九、二〇〇円	二一〇、七〇〇円	一一〇、七〇〇円	一一〇、七〇〇円	一一〇、七〇〇円	一一〇、七〇〇円
五九九、〇〇〇円	四五五、三〇〇円	四三五、一〇〇円	四三五、一〇〇円	三九七、〇〇〇円	三九一、四〇〇円	三六八、〇〇〇円	三一六、一〇〇円	二九八、五〇〇円	二七八、二〇〇円	二六七、四〇〇円	二四一、五〇〇円
五九九、〇〇〇円											
一八五、九〇〇円	一九七、七〇〇円	二一九、二〇〇円	二一〇、七〇〇円	二〇〇、四〇〇円	一九〇、七〇〇円	一八〇、七〇〇円	一七〇、七〇〇円	一六〇、七〇〇円	一五〇、七〇〇円	一四〇、七〇〇円	一三〇、七〇〇円
七三九、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円	九〇一、〇〇〇円	九四一、〇〇〇円	九八一、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円	一〇九、〇〇〇円	一一六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	一四一、〇〇〇円
六六六、〇〇〇円	五九九、〇〇〇円	五四一、〇〇〇円	四三五、一〇〇円	三九七、〇〇〇円	三六八、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円	三〇九、〇〇〇円	二八七、〇〇〇円	二六七、〇〇〇円	二四一、〇〇〇円	二二九、〇〇〇円
五九九、〇〇〇円	五四一、〇〇〇円	四三五、一〇〇円	三九七、〇〇〇円	三六八、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円	三〇九、〇〇〇円	二八七、〇〇〇円	二六七、〇〇〇円	二四一、〇〇〇円	二二九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円
四三五、一〇〇円	三九七、〇〇〇円	三六八、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円	三〇九、〇〇〇円	二八七、〇〇〇円	二六七、〇〇〇円	二四一、〇〇〇円	二二九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円
三九七、〇〇〇円	三六八、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円	三〇九、〇〇〇円	二八七、〇〇〇円	二六七、〇〇〇円	二四一、〇〇〇円	二二九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円
三四一、四〇〇円	三六八、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円	三〇九、〇〇〇円	二八七、〇〇〇円	二六七、〇〇〇円	二四一、〇〇〇円	二二九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円	二一九、〇〇〇円
一一〇、七〇〇円											

附則  
この法律は、公布の日から施行し、この法律

による改正後の検察官の俸給等に関する法律  
(以下「新法」という。)の規定は、平成三年四月



(退職手当に関する育児休業の期間の取扱い)

第七条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条第四項(最高裁判所裁判官第三条第一項において準用する場合を含む。)

以下との条において同じ。)の規定の適用については、育児休業をした期間は、国家公務員退職手当法第七条第四項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

(最高裁判所規則)

第八条 この法律の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 附 則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

### 理 由

最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成三年十二月十六日

法務委員長 浜田卓一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

### 裁判官の育児休業に関する法律案(内閣提出)

右の議案を提出する。

平成三年十二月十六日

提出者

議院運営委員長 中西 啓介

本案は、一般職の国家公務員について育児休業制度が導入されることに伴い、裁判官につい

ても育児休業制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一歳に満たない子を養育する裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、その子が一歳に達するまでの期間内において、育児休業をすることができる。

2 育児休業の効果として、育児休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、報酬その他の給与を受けないこと。

3 裁判官は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

### 二 議案の可決理由

本案は、育児休業に関する制度を設けて子を養育する裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判官の福祉を増進するとともに、裁判事務等の円滑な運営に資するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年十二月十六日

法務委員長 浜田卓一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

### 国会議員の育児休業等に関する法律案

右の議案を提出する。

平成三年十二月十六日

提出者

議院運営委員長 中西 啓介

本案は、前項の規定による請求があつたと

### 国会議員の育児休業等に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する国会議員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国会議員」とは、国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する国会議員(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法務局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。)をいう。

#### (育児休業の承認)

第三条 国会議員(常勤勤務することを要しない国会議員、臨時に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)は、本属長の承認を受け、当該議員が一歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

#### (育児休業の効果)

第五条 育児休業をしている国会議員は、国会議員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

#### (育児休業の承認の失効等)

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている国会議員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該国会議員が休職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該国会議員の子でなくなった場合には、その效力を失う。

2 育児休業の承認を受けようとする国会議員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、本属長に対し、その承認を請求するものとする。

2 本属長は、育児休業をしている国会議員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他両議院の議長が協議して定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

ときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

#### (育児休業の期間の延長)

第四条 育児休業をしている国会議員は、本属長に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。



## 官報(号外)

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	二五一、四〇〇円 二六一、三〇〇円
二	一	二九九、六〇〇円 三〇七、四〇〇円
三	二	三一五、三〇〇円 三一三、一〇〇円
四	一	三五九、六〇〇円 三六八、三〇〇円
五	三	三七七、〇〇〇円
六	二	三八五、七〇〇円
七	一	三九一、五〇〇円

## 附則

## (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

## (給与の内扱)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。

## 理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国會議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号外)

平成三年十一月十六日 衆議院会議録第十一号

四〇

明治二十五年三月三十一日  
種類便物認可

発行所  
虎ノ門丁目三番四号  
〒105 東京都港区  
大蔵省印刷局

電話  
03  
(3587)  
4302

定価  
本号一部  
六円(六円を含む)